

報道関係各位	発信年月日	令和3年12月17日		
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
福祉部子育て支援課	長井 由美子	子育て支援係長 西村 真愛	(0836) 82-1175	
件名	子育て世帯への臨時特別給付金の現金給付について			
内 容				
<p>令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一つである、子育て世帯への臨時特別給付金について、本市においては児童一人当たり10万円を現金で支給します。詳細は次のとおりです。</p>				
1 支給対象者	<p>①令和3年9月分児童手当受給者</p> <p>②平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童のみを養育している方、令和3年10月以降に生まれた児童を養育している方</p> <p>※いずれも所得制限あり</p>			
2 支給方法	<p>①の対象児童については一人当たり10万円を一括で12月23日（木曜日）に口座に振り込みます。ただし、公務員を除く。</p> <p>②平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童のみを養育している方、令和3年10月1日以降に生まれた児童を養育している方、公務員については、申請が必要になります。対象者には1月下旬に郵送する申請書でお手続きいただき、2月以降、順次児童一人当たり10万円を一括で口座に振り込みます。</p>			
<p>※子育て世帯への臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人に及ぶ中、一定の所得以下の子育て世帯について、0歳から18歳までの児童に1人当たり10万円相当の給付を行う事業です。</p>				